

むつ市農業委員会第686回総会議事録

平成24年10月17日（水）むつ市農業委員会総会が、むつ市役所大会議室1において開催された。

1. 開催日時 24年10月17日（水）午前10時50分から午前11時50分
2. 開催場所 むつ市役所大会議室1
3. 出席した委員の番号及び氏名（25名）

番 号	役 職 名	氏 名
1	農 業 委 員	板 井 弘 巳
2	〃	柳 澤 都 市 秋
4	〃	柴 田 峯 生
6	〃	福 永 忠 雄
7	〃	村 口 利 光
8	〃	野 里 岩 雄
9	〃	北 川 岩 男
10	〃	菅 原 靖 博
11	〃	工 藤 輝 雄
12	〃	本 山 日 満 夫
13	会 長	立 花 順 一
14	農 業 委 員	水 戸 隆 璽
15	〃	鴨 田 輝 雄
16	〃	藤 澤 伊 三 郎
17	〃	橋 本 唯 志
18	〃	小 林 義 顯
19	〃	赤 坂 直 良
20	〃	嶋 影 秀 子
21	〃	菊 池 秀 藏
22	〃	立 花 幸 雄
23	〃	坪 清 志
24	〃	山 口 芳 一
25	〃	坂 本 正 一
29	会 長 職 務 代 理 者	畑 中 重 宏
30	農 業 委 員	中 嶋 寿 樹

4. 欠席した委員の番号及び氏名（4名）

番 号	役 職 名	氏 名
5	農 業 委 員	蛭 名 修 一
26	〃	村 口 鉄 雄
27	〃	原 英 輔
28	〃	杉 山 武 美

5. 議事の概要

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

議案第1号 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第1号 むつ市農業委員会処務規程の一部改正について

報告事項 地目変更登記に係る報告、賃貸借の合意解約に関する報告

6. 会議に従事した職氏名

事務局長 山 口 勝 美

次 長 一 家 隆 雄

主任主査 川 村 利 之

主 事 山 川 知 佳

7. 会議録署名委員

9番 北 川 岩 男 11番 工 藤 輝 雄

8. 会議記録者

農業委員会事務局 主 事 山 川 知 佳

## 会 議 の 概 要

議 長	<p>ただいまから、むつ市農業委員会第686回総会を開催いたします。</p> <p>ただいまの出席委員は、29名中25名で定足数に達しております。</p> <p>本日、5番蛭名委員、26番村口鉄雄委員、27番原委員、28番杉山委員が都合により、欠席の旨通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>これより、本日の会議を開きます。</p> <p>日程第1、会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により議長において、9番北川委員、11番工藤委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の山川主事を指名いたします。</p> <p>日程第2、会期の決定を行います。</p> <p>本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議がありませんので、本総会の会期は、本日1日とすることに決定いたします。</p> <p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農業振興地域整備計画の変更に関する意見について」を、議題に供します。事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第1号の農業振興地域整備計画の変更に関する意見についてご説明します。</p> <p>本申請地は 川内町銀杏平50番1の内の127.55㎡で、農用地区域内にありますことから、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項にもとづき、むつ市長より意見を求められたものです。現地調査については、10月4日村口利光委員、村口鉄雄委員、事務局川内庁舎酒井主幹に現地を確認していただきました。</p> <p>本申請について、現地調査をしましたところ、事前着工しておりましたので、施工業者に対し厳重に注意し、顛末書が提出されております。</p> <p>また、農地法については、第5条ただし書き、同施行規則第53条第一項第14号より、認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む。）若しくは中継施設又はこれらの施設を設置するために必要な道路若しくは索道の敷地に供するため第一号の権利を取得する場合に該当するため、許可を要しない事例となっております。</p> <p>以上で説明を終わります</p>

議長 ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。

村口委員 現地調査に行った時には、すでに着工されており完成間近という状況でした。本申請に関しては、事務局の説明通り農地法では許可を要しないということです。ただし、相談があった場合には施工計画書を提出してもらっているとのことでもあります。

本申請に関しては、着工期間、施工期間について、具体的にかつ余裕を持って申請していただくようお願いしました。

以上で説明を終わります。

議長 議案第1号について、質疑を許します。

質疑ございませんか。

水戸委員 本申請のような認定電気通信事業者に関して、農業委員会については許可など必要のない物件に該当するのか再度説明願います。

事務局 先ほどの説明通り、認定電気通信事業者に関しましては、公共性が強く、市民生活に欠かせないものとなっており、農地転用の許可を必要としないものとなっております。ただし、相談を受けた際には、施工計画書を提出していただいております。この計画書も法で定められたものではなく、ご協力いただいているものであります。

坂本委員 土地の所有権について、売買、貸借の別を説明願います。また、売買、貸借の違いで取扱に違いはあるのか、説明願います。

事務局 本申請は貸借となっております。また、売買、貸借いずれの場合においても取り扱いに違いはありません。

菅原委員 本申請については公共性が高く、認定電気通信事業者として義務を果たすため、やむを得ないのではないかと。

事務局 本申請は、農地法について問題がないか意見を求められているものであり、農業委員会が許可するというものではありませんので、特に問題はありません。

議長 それでは、農地法では問題はないため、本申請について同意することと回答してよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

続きまして、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題に供します。

事務局より、説明願います。

事務局

議案第2号、農地法第3条第一項の規定に基づく農業委員会の許可についてをご説明いたします。

申請地は、川内町福浦山1番87、地目が田、面積7,591㎡となっております。

本申請は、高齢の父から、息子への親子間の贈与によるものです。

申請地では、譲渡人、譲受人が牧草地として利用してきたものであります。譲渡後も継続して牧草地として利用されます。申請地の周辺は、牧草地であり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

10月9日水戸委員、鴨田委員、川内庁舎酒井主幹により許可申請による調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した結果、特に問題はないと思われます。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。

水戸委員

本申請地は、耕畜連携事業で牧草地として管理運営しており、今後についても問題はないため許可相当であると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

議案第2号について、質疑を許します。

質疑ございませんか。

各委員

異議なし。

議長

質疑がありませんので、議案第2号は原案のとおり承認いたしました。

議案第3号むつ市農業委員会処務規程の一部改正についてを、議題に供します。

事務局より、説明願います。

事務局

議案第 3 号 むつ市農業委員会処務規程の一部改正についてご説明いたします。

本改正については、現在使用されている公印、及び契印について、省略できるように条文の整備を行うものであります。

この、処務規程の追加条文については、積極的に運用するものではなく、農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審査後に選挙管理委員会へ送付する際に公印を省略出来るよう整備をするものであります。

本条文を加えるため、第 27 条を第 28 条とし、第 27 条に本条文を整備するものであります。

続きまして、第 26 条にあります身分証明書別記様式について、別記様式中の別記様式（第 25 条関係）とありますのは、間違えて正しくは別記様式（第 26 条関係）であります。

以上のとおり、むつ市農業委員会処務規程を整備するため、一部改正を行うものであります。

以上で説明を終わります。

議長

議案第 3 号について、質疑を許します。

質疑ございませんか。

各委員

質疑なし。

議長

質疑がありませんので、議案第 3 号は原案のとおり承認いたしました。

議案審議は、これをもちまして終了いたします。

続きまして、地目変更登記に係る報告事項が 3 件と賃貸借の合意解約に関する報告が 2 件、その他が 1 件あります。

事務局より、説明願います。

事務局

報告第 1 号地目変更登記に係る照会についてご説明いたします

所在地がむつ市南町 104 番 1、地目が畑、面積 6,833 m<sup>2</sup>、9 月 14 日菅原委員、工藤委員、原委員、事務局で現地調査した結果、相当年数耕作しておらず、原野化していること、また住宅街の中にあることより、非農地として回答いたしました。

報告第 2 号地目変更登記に係る照会についてご説明いたします

所在地がむつ市新町 1427 番、地目が田、面積 5,006 m<sup>2</sup>、10 月 14 日菅原委員、工藤委員、原委員、事務局で現地調査した結果、相当年数耕作しておらず、原野化していること、また住宅街の中にあるこ

とより、非農地として回答いたしました。

報告第3号地目変更登記に係る照会についてご説明いたします

所在地が田名部字赤川の内並木14番785、地目が田、面積1,400㎡、10月14日菅原委員、工藤委員、原委員、事務局で現地調査した結果、相当年数耕作しておらず、原野化していることから、非農地として回答いたしました。

報告第4号及び第5号 賃貸借の合意解約に関する報告についてご説明いたします。

本賃貸借は、平成22年4月20日公告しました、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画による賃貸借の一部解約であります。申請地は、同集積計画内の、むつ市大字田名部字内田42番603、62、178㎡の内の一部363㎡となっております。

解約の理由については、平成24年度青森県営内田地区経営体育成基盤整備事業による用地買収のためとなっております。

最後に資料は添付しておりませんが、前総会において承認されました競売買受適格者証明についてですが、申請者本人が買受人となった旨、報告がありましたので、農地法第3条第一項の規定に基づく許可証を交付いたしました。

以上で説明を終わります。

議 長

これで、報告事項を終わります。

以上で、本日の議案審議及び報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして、むつ市農業委員会第686回総会を閉会します。

#### 9. 会議録署名委員

会議録署名委員 北 川 岩 男

会議録署名委員 工 藤 輝 雄